

# 令和8年度就学援助制度のお知らせ

豊山町教育委員会

就学援助制度とは、経済的な事情により就学が困難な児童生徒の保護者を対象に、学用品費や給食費などの一部を援助する制度です。

援助を希望される方は、受付期間内に申請してください。なお、援助を受けることができる期間は1年間（令和8年4月から令和9年3月まで）です。翌年度も希望される方は、翌年度当初に再度申請していただく必要があります。

## 1 援助を受けることができる方

国公立小中学校に就学する児童生徒の保護者で、令和8年度に次のいずれかに該当する方。

※保護者全員が次のいずれかに該当する必要があります。

- ①生活保護法に定める教育扶助の廃止・停止をされた方
- ②町民税を非課税とされた方 ③町民税を減免された方 ④個人の事業税を減免された方
- ⑤固定資産税を減免された方 ⑥国民年金の保険料を減免された方
- ⑦国民健康保険料を減免・徴収猶予された方 ⑧児童扶養手当の支給を受けた方
- ⑨生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けた方 ⑩その他経済的理由により就学が困難な方

注) ⑩の方は所得審査により判断し、世帯の所得金額が生活保護基準の1.2倍以下の世帯です。

※【参考】所得審査認定基準所得額

2人世帯(35歳・6歳)	3人世帯(35歳・34歳・6歳)	4人世帯(36歳・35歳・7歳・4歳)
1,950,000円	2,200,000円	2,830,000円

注) 認定基準所得額は目安であり、世帯構成、人数、年齢等により異なります。

## 2 申請方法

下記期間中に、申請書に必要な証明書類等を添付し、提出してください。

- (1) 就学援助費申請書（豊山町役場3階学校教育課、または豊山町HPから入手できます。）
- (2) 申請理由に応じた証明書類等（裏面「4. 申請に必要なもの」をご確認ください。）

提出先	豊山町役場3階 学校教育課
受付期間	令和8年4月1日（水）から令和8年6月30日（火）まで

注) 受付期間より前の受付はできません。

受付期間終了後も申請できますが、援助は申請日の翌月分からとなります。

## 3 認定・支給方法

- (1) 書類審査又は所得審査を行い、7月末までに認定又は否認定の通知書を送付します。
- (2) 支給は口座振込みとし、支給月は8月・12月・3月の年3回を予定しています。
- (3) 都道府県立学校の給食費は、都道府県から援助されます。
- (4) 転出された場合は、転出日をもって援助費の支給を終了します。

## 4 申請に必要なもの

- (1) 就学援助費申請書（全員提出）
- (2) 証明書類等（次のいずれか）

① 生活保護法に定める教育扶助の廃止・停止をされた方	保護廃止停止通知書の写し
② 町民税を非課税とされた方	町民税課税証明書の写し（※）
③ 町民税を減免された方	
④ 個人の事業税を減免された方	県税減免通知書の写し
⑤ 固定資産税を減免された方	固定資産税の納税証明書（※）
⑥ 国民年金の保険料を減免された方	国民年金の保険料免除承認通知書の写し
⑦ 国民健康保険料を減免・徴収猶予された方	国民健康保険料減免通知書又は徴収猶予通知書の写し（※）
⑧ 児童扶養手当の支給を受けた方（ひとり親家庭）	児童扶養手当証明書の写し
⑨ 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けた方	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
⑩ その他経済的理由により就学が困難な方	世帯全員の所得課税証明書（※）

※申請書の裏面「町民税等所管部署照会承諾書」に同意された方は、②・③・⑤・⑦・⑩の証明書類の添付は省略ができます。

- (3) 現状審査依頼書 (⑩の方のみ) (豊山町役場3階学校教育課、または豊山町HPから入手できます。)
- (4) 前住所地で発行された所得課税証明書 (令和8年1月2日以降に豊山町に転入された方のみ)
- (5) 同意書 (愛知県立学校に就学する児童生徒の保護者のみ)

## 5 援助内容

学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学学用品費、修学旅行費、給食費 (国立学校を除く)、オンライン学習通信費の一部を援助します。

【参考】援助項目及び援助額 (年額) は下記のとおりです。国の基準に基づき、金額は毎年度変更します。年度途中で申請した場合は、月割計算となります。

	小学生		中学生	
	学年	金額	学年	金額
学用品費	全学年	11,630円	全学年	22,730円
通学用品費	2～6学年	2,270円	2～3学年	2,270円
校外活動費 (宿泊なし)	全学年	800円	全学年	1,155円
校外活動費 (宿泊あり)	5学年	3,690円	1学年	保護者負担額全額
			2学年	6,210円
新入学学用品費	1学年	57,060円	1学年	63,000円
修学旅行費	6学年	22,690円 (限度額)	3学年	60,910円 (限度額)
学校給食費			全学年	無料
オンライン学習通信費 (※)	全学年	無料	全学年	無料

(※) ご家庭にインターネット環境がない方が対象です。

## 6 その他

- (1) 認定の通知が届くまでは、給食費は必ず納めてください。認定後給食費を還付します。
- (2) 世帯状況に異動があった場合 (結婚、転居、児童扶養手当対象外等) は、再審査の対象となります。世帯状況に異動があった場合、また援助の必要が無くなった場合は速やかにご連絡ください。
- (3) 就学援助認定にあたり、世帯状況や所得等を確認する場合があります。
- (4) 学校徴収金に未納がある場合は、就学援助費を未納金に充当させていただくことがありますので、ご了承ください。
- (5) 令和9年度より、紙媒体でのお知らせを廃止し、広報及びホーム&スクールにてお知らせを予定しています。まだ登録がお済みでない方は、下記の二次元バーコードより、アプリをダウンロードの上ご登録をお願いします。

i P h o n e ( I O S ) の 場 合



A n d r o i d の 場 合



【問合せ先】

学校教育課 学校教育グループ

電話 0568-28-2211 (直通)